

特定農産加工業経営改善臨時措置法における計画承認の取消

○経営改善計画の承認の取消

承認した経営改善措置に関する計画の遂行に著しい支障が生じており、当該計画に基づく経営改善のための事業が実施される見込みがなく、その結果、当該事業が承認基準に該当しなくなると認められる場合には、当該計画の承認を取り消すことができる。

○事業提携計画の承認の取消

承認した事業提携に関する計画の遂行に著しい支障が生じており、当該計画に基づく事業提携のための事業が実施される見込みがなく、その結果、当該事業が承認基準に該当しなくなると認められる場合には、当該計画の承認を取り消すことができる。